

募集要項

・利用期間

平成31年4月から翌年3月まで(最大5年間の延長可能)

・募集期間

平成30年10月15日(月)から平成30年12月15日(土) 必着

・募集棟数

○ 滞在型6棟 ○ 日帰型10区画

・利用資格

(宿泊施設付き市民農園)

- ① 宿泊を伴う活動により、充実した菜園を目指す意思のある方
 - ② 八千代町民、他のガルテナーと積極的に交流を持てる方
 - ③ クラインガルテン八千代の年間活動プログラムに参加する意思のある方
 - ④ 八千代農園区域における公益部分の共同作業(年に4回程度)に参加できる方
 - ⑤ 2組以上の家族またはグループでの共同利用ができる方(2家族、グループで申込み下さい)
 - ⑥ 住所が茨城県以外の方
- 滞在型利用規程(必ずお読みください)

(日帰り市民農園)

- ① 充実した菜園を目指す意思のある方
 - ② 八千代町民、他のガルテナーと積極的に交流を持てる方
 - ③ 常に除草に心がけ、利用区画を良好な状態に保つことが出来る方
- 日帰り型利用規定(必ずお読みください)

・利用の申し込み方法

- ◆ 利用希望者は、所定の滞在型市民農園利用申請書(日帰り希望の方は、日帰型市民農園利用申請書)及びアンケート用紙に必要事項を記入の上、代表者の履歴書とともに申し込むものとする
- ◆ 履歴書(写真付き)(市販のもので可)
- ◆ 申込みは郵送もしくは持参するものとする

・選考方法

書類選考、面接により利用者を決定します。

滞在型市民農園申し込みに伴うアンケート

利用責任者氏名 _____

1. 農作業の経験がありますか。 はい ・ いいえ

2. 予定利用日数及び宿泊数を記入してください。
1ヶ月当たりの予定利用日数は _____ 日で、そのうち宿泊は _____ 泊です。

3. 芝生の除草や生垣の刈込など、ご自分のラウベ周辺の管理ができますか。 はい ・ いいえ

4. 公益部分の共同作業として、通路の清掃や芝生の除草作業がありますが、積極的に協力できますか。(年4回程度)

はい ・ いいえ

5. 菜園活動以外にクラインガルテン八千代や八千代グリーンビレッジで開催されるイベントに積極的に参加することができますか。 はい ・ いいえ

6. 年間を通して、どのようなイベントに参加したいですか。(○をつけてください。複数可)

竹の子収穫体験 ・ 白菜収穫体験 ・ お茶摘み体験 ・ 白菜キムチ作り ・ 味噌作り

こんにゃく作り ・ そば打ち教室 ・ カブト虫取り ・ 竹細工教室

7. 有機栽培、無農薬栽培についてどのように考えていますか。

8. 都市農村交流についてどのようにお考えですか。

9. 今までにどのような農業体験をしたことがありますか。

10. どのような農園にしたいですか。

11. 最後、自由に記入してください

年	月	免許・資格
<p>志望動機</p>		
<p>自己PR</p>		
<p>趣味</p>		<p>特技</p>
<p>八千代町までの時間</p> <p>約 時間 分</p>		<p>配偶者の有無</p> <p>※ 有 ・ 無</p>
<p>質問記入欄 (クラインガルテン八千代への質問があれば記入)</p>		

滞在型市民農園利用規程

(目的)

第1条：この規程は、利用者同士が協力し、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行うことを目的とする。

(利用者の資格)

第2条：滞在型市民農園の利用者は、次の条件を満たすものとする。

1. 八千代町民と積極的に交流をもてる者。
2. クラインガルテン八千代の年間活動プログラムに参加する意志のある者。
3. 宿泊を伴う活動により、充実した菜園を目指す意志のある者。
4. 市民農園区域における公益部分の共同作業（年4回程度）に参加できる者。
5. 2組以上の家族またはグループでの共同利用ができる者。
6. 滞在型市民農園利用規程等を遵守できる者。
7. 住所が茨城県以外の者

(利用の申込)

第3条：1. 利用希望者は、所定の利用許可申請書及びアンケート用紙に必要事項を記入のうえ、代表者の履歴書と共に申し込むものとする。（履歴書は市販のもので可）
2. 申し込みは郵送もしくは持参するものとする。
3. 特定の区画の希望はないものとする。

(利用者の選考)

第4条：一次審査及び二次審査により利用者を決定するものとする。

(利用の契約)

第5条：1. 利用希望者は、施設開設者から許可があった後2週間内に現地を確認のうえ、農園の賃貸契約を締結するものとする。
2. 契約期間は1年とするが、契約満了の3ヶ月以前に更新の申し出があった場合、契約日の属する年度より起算して最長5年まで更新することが可能とする。ただし5年満了後にあっても、翌年の農園（入村）者希望者が空き農園数に満たない場合に限って、理事長が認めることができる。

(農園の利用と環境保全)

第6条：1. 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
2. 施設開設者が植えた樹木以外、樹木の定植をしてはならない。
3. 利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
4. 他区画に迷惑をかける管理状況とならないよう努めなければならない。
5. クラインガルテンに住所を置くことはできない。

(農園等の改修)

第7条：利用者が契約締結後、農園内において施設を改修することは認めない。

(農園の管理)

第8条：1. 利用者は、原則として有機栽培を理解し実践する。
2. 利用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し、施設開設者の確認を受けなければならない。

(契約の解除)

第9条：利用者が契約締結後において良好な管理を行わない場合は、契約を一方的に解除できるものとする。この場合、利用料は返還しない。

(災害の補償)

第10条：施設開設者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負わない。

(損害の賠償)

第11条：利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければならない。

(補則)

第12条：この規程のほか、滞在型市民農園利用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は平成15年12月15日から施行する。

滞在型市民農園の手引

1. 契約について

- 利用期間 : 平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日
- 契約条件 : 別紙利用規程のとおり
*クラインガルテンに住所を移すことはできません。

2. 鍵の引渡しについて (新規の方)

- 日時 : 平成31年4月1日以降
- 場所 : 八千代グリーンビレッジ「憩遊館」フロントまでお願いします。
鍵を1つお渡しします。

3. 利用料の支払について

金額 : 400,000円(税別)

- 請求書 : 郵送いたします。
- 支払期日 : 平成31年3月15日
- 支払方法 : 直接憩遊館に持参いただくか、請求書に記載された口座への振込みによりお願いいたします。

4. 光熱水費について (新規の方)

- 電気
入園されるときに使用できる状態になっています。
料金については、毎月(一財)八千代町ふるさと公社がそれぞれの使用量に応じた料金を徴収します。
- 水道
予め開始届を八千代町役場上下水道課へ提出してください。
料金の支払いは指定金融機関からの口座引き落としが便利かと思えます。
詳細については別紙資料のとおりです。
- ガス
地元のガス業者(3社)との契約になります。
利用されるラウベ毎に連絡先が置いてありますので、入園される際に業者に連絡し、契約いただいてからの供給開始となります。料金の支払はゆうちょ銀行からの口座引き落としが便利です。
- テレビ
ラウベ(建物)内にテレビアンテナのソケットがありますのでご利用ください。
- インターネット
都市住民と地元住民との交流と地域農業振興を目的として建設された施設ですので、インターネット対応はしておりませんのでご了承ください。

5. 田舎の親戚について

町内全域から栽培技術や農作物の加工技術、多様な趣味のもっている方を公募し、『田舎の親戚』としてガルテナーとのお付き合いをお願いしています。ガルテナーと田舎の親戚とが興味や関心のある方と自由に交流をしていただきたいと思います。

6. 利用日誌について

施設をご利用されたときは、所定の利用日誌に活動内容等の記入を必ずお願いします。利用日誌は後日お渡しします。

なお、日誌につきましては運営の参考のため、毎年お預かりしますので、その際にご協力よろしくお願い致します。

7. 特典について

- 農機具：農機具置場内の農機具を自由に使用できます。
管理棟にある管理機(2台)を使用できます。(1時間200円)
- パスポート：憩遊館窓口でご提示いただきますと入館料が終日500円で御利用できます。

8. 年間活動プログラムについて

積極的に参加されますようお願いいたします。

9. その他

- ごみについて
ごみは利用者みなさんにごみ処理協力金をお預かりしますので、ラウベで出たごみは憩遊館集積所にお出してください。***粗大ごみ不可**
- ペットについて
建物の傷、匂い等の原因になりますので、ラウベでペットは飼わないようお願い致します。
- 電気のブレーカーについて (電気は30アンペアです)
各戸にトイレの浄化槽が設置されていますが、電源を切ると浄化槽内の微生物が死滅してしまい、機能なくなってしまう。また、ガス給湯器については冬季に電源を切ってしまうと水道管が凍結し、管が破裂する可能性がありますので、長期不在になる場合でもブレーカーは絶対に切らないで下さい。

日帰り型市民農園申し込みに伴うアンケート

利用責任者氏名 _____

1. 農作業の経験がありますか。 はい ・ いいえ

2. 予定利用日数を記入してください。
1ヶ月当たりの予定利用日数は _____ 日です。

3. 除草など、利用区画を良好な状態に保つことができますか。 はい ・ いいえ

4. 菜園活動以外にクラインガルテン八千代や八千代グリーンビレッジで開催されるイベントに積極的に参加することができますか。
はい ・ いいえ

5. 有機栽培、無農薬栽培についてどのように考えていますか。

6. 都市農村交流についてどのようにお考えですか。

7. 今までにどのような農業体験をしたことがありますか。

8. どのような農園にしたいですか。

9. 最後、自由に記入してください

年	月	免許・資格
志望動機		
自己PR		
趣味		特技
八千代町までの時間 約 時間 分		配偶者の有無 ※ 有 ・ 無
質問記入欄 (クラインガルテン八千代への質問があれば記入)		

日帰り型市民農園利用規程

(目的)

第1条：この規程は、利用者同士が協力し、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行うことを目的とする。

(利用者の資格)

第2条：日帰り型市民農園の利用者は、次の条件を満たすものとする。

1. 八千代町民と積極的に交流をもてる者。
2. 充実した菜園を目指す意志のある者。
3. 常に除草に心掛け、利用区画を良好な状態に保つことができる者。
4. 日帰り型市民農園利用規程等を遵守できる者。

(利用の申込)

第3条：

1. 利用希望者は、所定の利用許可申請書及びアンケート用紙に必要事項を記入のうえ、代表者の履歴書と共に申し込むものとする。(履歴書は市販のもので可)
2. 申し込みは郵送もしくは持参するものとする。
3. 特定の区画の希望はないものとする。

(利用者の選考)

第4条：

一次審査及び二次審査により利用者を決定するものとする。

(利用の契約)

第5条：

1. 利用希望者は、施設開設者から許可があった後2週間内に現地を確認のうえ、農園の賃貸契約を締結するものとする。
2. 契約期間は1年とするが、契約満了の3ヶ月以前に更新の申し出があった場合、契約日の属する年度より起算して最長5年まで更新することが可能とする。ただし5年満了後にあっても、翌年の農園(入村)者希望者が空き農園数に未たない場合に限って、理事長が認めることができる。

(農園の利用と環境保全)

第6条：

1. 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
2. 施設開設者が植えた樹木以外、樹木の定植をしてはならない。
3. 利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
4. 他区画に迷惑をかける管理状況とならないよう努めなければならない。

(農園等の改修)

第7条：利用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し、施設開設者の確認を受けなければならない。

(農園の管理)

第8条：利用者は、原則として有機栽培を理解し実践する。

(契約の解除)

第9条:利用者が契約締結後において、草取りなど良好な管理を行わない場合は、契約を一方的に解除できるものとする。この場合、利用料は返還しない。

(災害の補償)

第10条:施設開設者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負わない。

(損害の賠償)

第11条:利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければならない。

(補則)

第12条:この規程のほか、日帰り型市民農園利用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は平成29年10月15日から施行する。

日帰型市民農園の手引き

1. 契約について

○利用期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日

○契約条件：別紙利用規程のとおり

2. 利用料の支払について

○金額：1区画あたり3,240円（税込・一括納入となります。）

○支払期日：平成31年3月15日までに納入願います。

○支払方法：請求書をお渡ししますので、直接憩遊館に持参いただくか、請求書に記載された口座への振込みによりお願いいたします。

3. 特典について

○農機具：農機具置場内の農機具を自由に使用できます。

管理棟にある管理機(2台)を使用できます。(1時間200円)

○パスポート：憩遊館窓口でご提示いただきますと入館料が終日500円で御利用できます。

4. その他

○ごみについて：ごみ置き場はございませんので、畑で出たゴミはお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

*ご利用に際しまして、利用規約に著しく反するご利用になっている場合、改善が見られない場合は、事業主体が契約解除にできますことをご了承ください。

*なにか不明な点があれば、(一財)八千代町ふるさと公社 (Tel0296-48-4126) までご連絡ください。